

平成27年9月3日 施行
平成28年4月1日一部改正

福岡県オフィス整備促進補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県オフィス整備促進補助金(以下、「補助金」という。)については、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内市町村に対して交付し、福岡県における企業の本社等のオフィス立地を促進し、もって産業構造の高度化、雇用機会の拡大及び経済の活性化等地域振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 本社 企業の事業や業務を管理、統括、運営している業務施設であって、別表1に掲げる業務施設のいずれかに該当するものをいう。
- (2) 公的遊休施設 市町村が所有する施設のうち、現に使用されていない施設(施設の一部が使用されていない場合も含む。)であり、専ら賃貸を目的としていない施設をいう。

(交付対象事業等)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業及び交付額等は、別表2に掲げるとおりとする。

2 同表における企業については、本社に限るものとする。ただし、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める次の業種に分類される企業については、本社以外の業務施設を含むものとする。

- (1) コールセンター業
- (2) ソフトウェア業
- (3) 情報処理・提供サービス業
- (4) デザイン業
- (5) 機械設計業
- (6) インターネット・データ・センター

3 前項の規定にかかわらず、企業が次の各号に該当するときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている企業
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する企業
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う企業

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、必要な書類を添えた交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の内容を審査し、相当と認めるときは交付すべき補助金の交付の額を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により、市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第7条 市町村長は、前条第1項による補助金の交付決定通知書を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受領した日から15日以内に交付申請取り下げ届出書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の内容変更等)

第8条 市町村長は、交付申請書に記載された補助事業の内容を変更しようとするときは、必要な書類を添えた事業変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 市町村長は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の概算払をするものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅滞等報告)

第11条 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事業遅延等報告書(様式第7号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 市町村長は、補助事業の遂行について知事の要求があったときは、速やかに事業遂行状況報告書(様式第8号)により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 市町村長は、補助事業が完了し、又は廃止承認を受けたときは、補助事業が完了した日又は廃止承認の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、必要な書類を添えた実績報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び当該補助事業の現地調査の結果、適当であると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金に係る額の確定通知書(様式第10号)により、市町村長に通知するものとする。

(会計帳簿の整備)

第15条 市町村長は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
2 市町村長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第16条 知事は、市町村長が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1) 補助金を他の目的に使用したとき。
(2) 補助金の交付に関して付した条件に反したとき。
(3) 補助金を使用して整備を行った公的遊休施設へ入居した企業の責めに帰す事由により、入居から5年以内に当該企業が退去する場合
2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の支払を既に受けているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
3 前2項の規定は、第14条に定める補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(財産の管理)

第17条 市町村長は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産(以下、「取得財産等」という。)について、その使用者において善良な管理者の注意をもって管理がなされるよう努めなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 市町村長は、第16条第1項第3号に定める期間内に、取得財産等をほかの用途に使用、譲渡、交換、貸付、又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書(様式第11号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
2 知事は、前項の承認を行ったときは、取得財産等の処分承認通知書(様式第12号)

により、市町村長に通知するものとする。

- 3 知事は、市町村長が取得財産等を処分したことにより、収入がある又は収入が見込まれるときは、その収入の一部又は一部を県に納付させることができる。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年9月3日から施行し、平成27年度から平成29年度までの補助金について適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

別表1 (第3条関係)

区分	説明
事務所	<p>次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの</p> <p>イ 調査及び企画部門 事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門</p> <p>ロ 情報処理部門 自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に 行っている部門</p> <p>ハ 研究開発部門 基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている部門</p> <p>ニ 国際事業部門 輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門</p> <p>ホ その他管理業務部門 総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門</p>
研究所	企業の研究開発において重要な役割を担うもの
研修所	企業の人材育成において重要な役割を担うもの

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象	補助対象事業	補助対象経費	補助要件	補助額												
県内市町村	企業の入居のために市町村が行う公的遊休施設の整備。	<p>対象事業欄に定める整備に要する工事費のうち、以下の経費。(工事の施工に直接要する経費に限る。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 O Aフロアの敷設 2 パーテーションの設置 3 入退室セキュリティ設備の導入 	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業の入居が確実であること。 2 企業の入居が県内での移転による場合、規模の拡大を伴うものであること。 3 企業の責めに帰す事由により、入居から5年以内に退去する場合、対象事業欄に定める経費のうち企業が占有する部分に係るものについて、下表に定める入居期間に応じた返還割合を乗じた額(補助金に相当する額を含む)を企業が市町村へ返還することについて、企業と市町村で取り決めを交わすこと。 <table border="1" data-bbox="483 1167 783 1666"> <thead> <tr> <th>入居期間</th> <th>返還割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>1年を超え2年以内</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>2年を超え3年以内</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>3年を超え4年以内</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>4年を超え5年以内</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	入居期間	返還割合	1年以内	100%	1年を超え2年以内	80%	2年を超え3年以内	60%	3年を超え4年以内	40%	4年を超え5年以内	20%	<p>補助対象経費の2分の1以内の額。 ただし、100万円を限度とする。 (千円未満の端数は切り捨てる。)</p>
入居期間	返還割合															
1年以内	100%															
1年を超え2年以内	80%															
2年を超え3年以内	60%															
3年を超え4年以内	40%															
4年を超え5年以内	20%															

※企業の入居が確実である場合とは、企業の役員会等において入居が決定している状態にあることを指す。

※補助金に相当する額とは、企業から市町村へ返還する額の2分の1以内の額とする。(千円未満の端数は切り捨てる。)

様式第1号（第5条関係）

番 号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金交付申請書

平成 年度において、下記のとおりオフィス整備事業を実施したいので、補助金
円を交付されるよう、福岡県オフィス整備促進補助金交付要綱第5条の規
定に基づき申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助金額の算出基礎
- 3 添付書類
 - ・ 事業計画書（別紙〇〇）

様式第2号（第6条関係）

企立第 号
年 月 日

（申請者） 殿

福岡県知事 （知事氏名）

平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「交付規則」という。）第4条第1項及び福岡県オフィス整備促進補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助事業の内容については、平成 年 月 日付 第 号で申請のあった平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

（1）補助事業に要する経費	円
（2）補助対象経費	円
（3）補助金の額	円
- 3 補助事業の内容を変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業を中止又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 5 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなくてはならない。
- 6 この補助金の事業実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日又は廃止承認の日から起算して10日を経過した日、又は補助金の交付の決定の次の年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

- 7 補助事業の遂行及び当該事業に係る収支の状況を明らかにする帳簿及び関係書類を、補助事業完了の次の年度から起算して5年間保存しておかなければならない。
- 8 この補助金の交付の目的に違反した場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- 9 この他補助事業の遂行にあたっては、交付規則及び交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第3号（第7条関係）

番 号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金交付申請取り下げ届出書

平成 年 月 日付 企立第 号で交付決定のあった平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金交付申請を下記のとおり取り下げることにしたので、福岡県オフィス整備促進補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき提出します。

記

- 1 交付申請の取り下げ理由

- 2 取り下げた交付申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費 円
 - (2) 補助金の額 円

様式第4号（第8条関係）

番 号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付 企立第 号で交付決定のあった平成 年度オフィス
整備促進補助金に係る事業について、下記のとおり変更したいので、承認されますよう、
福岡県オフィス整備促進補助金第8条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更金額

イ 既交付決定額 円

ロ 交付申請額 円

ハ 差引増減額 円

4 添付書類

- ・ 事業変更計画書（別紙〇〇）

様式第5号（第9条関係）

番 号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金概算払請求書

平成 年 月 日付 企立第 号で交付決定のあった平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金について、福岡県オフィス整備促進補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

補助事業名	
交付決定額 (A)	千円
既交付額 (B)	千円
今回請求額 (C)	千円
残額 (A-B-C)	千円

様式第6号(第10条関係)

番 号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付 企立第 号で交付決定のあった平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金に係る事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、承認されますよう、福岡県オフィス整備促進補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止の期間

様式第7号（第11条関係）

番 号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金事業遅延等報告書

平成 年 月 日付 企立第 号で交付決定のあった平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金に係る事業について、下記のとおり事故があったので、福岡県オフィス整備促進補助金交付要綱第11条の規定に基づき報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置

（注）事故の理由を立証する書類を添付すること。

様式第8号（第12条関係）

番 号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付 企立第 号で交付決定のあった平成 年度福岡県
オフィス整備促進補助金に係る事業について、福岡県オフィス整備促進補助金交付要綱第
12条の規定に基づき、オフィス整備事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

補助事業名	本年度計画額 (①)	既実施額 (②)	進捗率 (②/①) %	備 考

様式第9号（第13条関係）

番 号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付 企立第 号で交付決定のあった平成 年度オフィス整備促進補助金に係る事業について下記のとおり完了したので、福岡県オフィス整備促進補助金交付要綱第13条の規定に基づき報告します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助金額の算出基礎
- 3 添付書類
 - ・ 事業実績書（別紙〇〇）

様式第10号（第14条関係）

企立第 号
年 月 日

（申請者） 殿

福岡県知事 （知事氏名）

平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金交付額の確定通知書

平成 年 月 日付 企立第 号で交付決定した平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金について、平成 年 月 日付 第 号で提出のあった実績報告書を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第14条及び福岡県オフィス整備促進補助金交付要綱第14条の規定に基づき、補助金の額を下記のとおり確定します。

記

補助金確定額 円

様式第11号（第18条関係）

番 号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金取得財産等の処分承認申請書

平成 年 月 日付 企立第 号で交付決定のあった平成 年度オフィス整備促進補助金に係る事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、福岡県オフィス整備促進補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

様式第12号(第18条関係)

企立第 号
年 月 日

(申請者) 殿

福岡県知事 (知事氏名)

平成 年度福岡県オフィス整備促進補助金取得財産等の処分承認通知書

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった取得財産等の処分については、福岡県オフィス整備促進補助金交付要綱第18条第2項の規定に基づき承認したので通知します。

なお、取得財産等の処分に伴い、収入に相当する額の全部又は一部について県に納付が生じる場合は、別途通知する内容に従ってください。